参考資料

道路占用料新旧対照表

占用物件			単位	占用料 改正後	占用料 改正前
法第３２条第１項第１号に掲げる工作物	第１種電柱		１本につき１年	980円	1,000円
	第２種電柱			1,500円	1,600円
	第３種電柱			2,000円	2,100円
	第１種電話柱			870円	910円
	第２種電話柱			1,400円	1,400円
	第３種電話柱			1,900円	2,000円
	その他の柱類			87円	89円
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ１メートルにつき１年	9円	9円
	地下に設ける電線その他の線類			5円	5円
	路上に設ける変圧器		１個につき１年	840円	870円
	地下に設ける変圧器		占用面積１平方メートルにつき１年	520円	540円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		１個につき１年	1,700円	1,800円
	郵便差出箱及び信書便差出箱			730円	760円
	広告塔		表示面積１平方メートルにつき１年	3,900円	4,200円
	その他のもの		占用面積１平方メートルにつき１年	1,700円	1,800円
法第３２条第１項第２号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ１メートルにつき１年	35円	38円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			52円	54円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			87円	82円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			110円	110円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			160円	160円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			210円	220円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			370円	380円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			520円	540円
	外径が1メートル以上のもの			1,000円	1,100円
法第３２条第１項第３号に掲げる施設（新設）	自動車運行補助施設	地下に設けるもの	長さ１ｍにつき１年	5円	ー
		その他のもの		17円	ー
		標示柱その他の柱類	１本につき１年	1,400円	ー
		その他のもの（上空に設けるもの）	占用面積１平方メートルにつき１年	870円	ー
		その他のもの（地下に設けるもの）		520円	ー
	その他のもの			1,700円	ー

占用物件			単位	占用料 改正後	占用料 改正前
法第３２条第１項第３号及び第４号に掲げる施設			占用面積１平方メートルにつき１年	1,700円	1,800円
法第３２条第１項第５号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が１のもの		Ａに0.004を乗じて得た額	Ａに0.005を乗じて得た額
		階数が２のもの		Ａに0.006を乗じて得た額	Ａに0.008を乗じて得た額
		階数が３以上のもの		Ａに0.007を乗じて得た額	Ａに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			1,900円	2,100円
	地下に設ける通路			1,200円	1,200円
	その他のもの			1,700円	1,800円
法第３２条第１項第６号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積１平方メートルにつき１日	39円	42円
	その他のもの		占用面積１平方メートルにつき１月	390円	420円
政令第７条第１号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積１平方メートルにつき１月	390円	420円
		その他のもの	表示面積１平方メートルにつき１年	3,900円	4,200円
	標識		１本につき１年	970円	1,000円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	１本につき１日	39円	42円
		その他のもの	１本につき１月	390円	420円
	幕（政令第７条第４号に掲げる工事	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積１平方メートルにつき１	39円	42円
		その他のもの	その面積１平方メートルにつき１	390円	420円
	アーチ	車道を横断するもの	一基につき一月	3,900円	4,200円
		その他のもの		1,900円	2,100円
政令第７条第２号に掲げる工作物			占用面積１平方メートルにつき１年	1,700円	1,800円
政令第７条第３号に掲げる施設				Ａに0.031を乗じて得た額	Ａに0.033を乗じて得た額
政令第７条第４号に掲げる工事用施設及び同条第５号に掲げる工事用材料			占用面積１平方メートルにつき１月	390円	420円
政令第７条第６号に掲げる仮設建築物及び同条第７号に掲げる施設				170円	180円
政令第７条第８号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積１平方メートルにつき１年	Ａに0.009を乗じて得た額	Ａに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Ａに0.017を乗じて得た額	Ａに0.023を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除	階数が１のもの		Ａに0.004を乗じて得た額	Ａに0.005を乗じて得た額

占　用　物　件			単　位	占　用　料	
				改正後	改正前
	く。）に設けるもの	階数が２のもの		Ａに0.006を乗じて得た額	Ａに0.008を乗じて得た額
		階数が３以上のもの		Ａに0.007を乗じて得た額	Ａに0.01を乗じて得た額
	その他のもの			Ａに0.025を乗じて得た額	Ａに0.033を乗じて得た額
政令第７条第９号に掲げる施設	建築物			Ａに0.012を乗じて得た額	Ａに0.014を乗じて得た額
	その他のもの			Ａに0.009を乗じて得た額	Ａに0.01を乗じて得た額
政令第７条第１０号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Ａに0.022を乗じて得た額	Ａに0.023を乗じて得た額
	その他のもの			Ａに0.009を乗じて得た額	Ａに0.01を乗じて得た額
政令第７条第１１号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Ａに0.012を乗じて得た額	Ａに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Ａに0.022を乗じて得た額	Ａに0.023を乗じて得た額
	その他のもの			Ａに0.031を乗じて得た額	Ａに0.033を乗じて得た額
政令第７条第１２号に掲げる器具				Ａに0.025を乗じて得た額	Ａに0.033を乗じて得た額
政令第７条第１３号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの			Ａに0.012を乗じて得た額	Ａに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Ａに0.022を乗じて得た額	Ａに0.023を乗じて得た額
	その他のもの			Ａに0.031を乗じて得た額	Ａに0.033を乗じて得た額
第７条第１４号に掲げる施設	防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設			Ａに0.031を乗じて得た額	―